

議案第百十一号

三朝町老人医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年拾月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町老人医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町老人医療費助成条例（昭和四十六年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「老人」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有するものをいう。

ただし、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者を除く。

- 一 七十五才以上の者
- 二 六十五才以上七十五才未満の者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五に定める身体障害者障害程度等級表の一級又は二級に該当する障害があり、かつ、その者の前年又は前前年の所得が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額以下のもの

附 則

この条例は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（同項第二号にかかる部分にかぎる）は、昭和四十八年二月一日から施行する。